

| | | | | |
|---|--|------|----|---|
| 分担金・拠出金の名称 | 国際事実調査委員会(IHFFC)拠出金 | | 評価 | B |
| 拠出先の国際機関名 | 国際事実調査委員会(IHFFC) | | | |
| 国際機関の概要 | 国際事実調査委員会(IHFFC)は、ジュネーブ諸条約の第1追加議定書に基づき設置され、15名の委員から構成されている。ジュネーブ諸条約及び第1追加議定書の違反行為として申し立てられた事実等を調査することによって、国際人道法の履行を確保・促進することを目的としている。我が国は、同議定書の加入に際し、同委員会の権限を受諾したことにより、同委員会の運営経費について支払いの義務を負っている(第90条7)。 | | | |
| 拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標 | | 達成状況 | | |
| 1. (1) 成果目標:IHFFCへの拠出を通じて、我が国の重要外交課題を遂行する。 活動指標:国際人道法の履行の確保・促進に向けた、調査・広報等の実施。 | ジュネーブ諸条約及び第1追加議定書は、国際的な武力紛争又は占領、非国際的な武力紛争の事態において、武力紛争国又は占領国の義務を規定。日本に対する武力攻撃の発生等の場合に敵対国に義務が課され、また、日本国民の生命及び財産の保護の観点から極めて大きな意義があるため、同条約等の国際人道法の履行確保・促進は、我が国の国益を確保するために重要。国際事実調査委員会(IHFFC)は、ジュネーブ諸条約等の国際人道法の履行の確保・促進に向け、年次会合や専門家会合の実施といった調査や意見交換を通じ取り組んでいる。また、調査や意見交換の成果をホームページやパンフレットの作成等を通じ、広報に努めている。 | | | |
| (2) 成果目標:IHFFCにおける我が国の発言力・影響力を確保する 活動指標:IHFFCにおける邦人委員の確保。 | 同委員会は15名の委員から構成され、古屋修一早稲田大学教授が委員を務めている。我が国は、本拠出金の最大ドナー国であり、アジアにおけるリーダーとしてジュネーブ諸条約及び追加議定書の締約国拡大に向けて働きかけを行う等、本分野における我が国のプレゼンスを維持している。 | | | |
| (3) 成果目標:IHFFCが適切なマネジメントを行う。 活動指標:合理的かつ適正な予算規模の維持。 | 我が国の拠出金を含めた、同委員会の権限を認める旨宣言した国(72カ国)の拠出金は、年次会合及び作業部会、パンフレットの作成やHP更新など委員会の広報活動、予備的調査費(調査依頼があった場合に迅速に調査を実施するため)に活用されている。同委員会は、毎年、詳細な会計監査報告文書を締約国に配布。同委員会の予算規模も、2013年は227, 623. 49スイスフラン、2014年は211, 252. 29スイスフランとなっており、適正な予算規模が維持されている。 | | | |
| (4) 成果目標:IHFFCの活用に関する議論に我が國の方針をインプットする。 活動指標:ジュネーブ条約締約国及び関心国による、IHFFCの活用に関する議論における、我が国の中立的な貢献。 | ジュネーブ条約の履行確保のために、IHFFCをどのように活用していくべきかの議論が、ジュネーブにおいて実施されてきている。我が国はこれまで、右議論に、ジュネーブ常駐代表部の大天使レベルが毎年参加してきており、今年は、本省からも出席。IHFFCの効果的な活用につき、我が国の意見をインプットしている。 | | | |
| 2. PDCAサイクルの確保 | 国際事実調査委員会では以下のとおり具体的なPDCAサイクルを確保している。 ①計画段階(Plan):委員会事務局であるスイス政府が、毎年夏に次年の予算を策定。ジュネーブ条約第1議定書の締約国となり、同委員会の権限を受諾することによって、同委員会予算への支払い義務を有する国の数は増加傾向にあり(2013年:72カ国→2014年:74カ国)、日本の分担率は減少傾向にある。 ②実施段階(Do):年次会合及び専門家会合が開催されてきている。 ③評価段階(Check):事務局が毎年、外部の会計事務所による会計監査を受け、その報告書を各締約国に送付しており、予算の適正な執行が確保されている。 ④フォローアップ段階(Act):各締約国は、事務局が策定する予算案に異議がある場合は、事務局に意見を述べることができる。 | | | |
| 担当課・室名 | 人権人道課 | | | |